

# 令和7年度静岡県自殺対策連絡協議会

日 時：令和8年1月29日（木）

午後3時から午後4時30分まで

場 所：静岡労政会館5階 第3会議室・展示室

## 次 第

1 開 会

2 挨 拶 静岡県健康福祉部長

3 議 題

(1) 自殺者の状況について

(2) 自殺対策基本法の一部改正について

(3) 自殺総合対策行動計画及び県の取組について

(4) 自殺総合対策行動計画の名称変更について

4 閉 会

## 【配布資料】

資料 1 - 1 自殺者の状況について

資料 1 - 2 自殺者の状況について（詳細）

資料 2 - 1 自殺対策基本法の一部改正について

資料 2 - 2 自殺対策基本法の一部を改正する法律の概要

資料 3 - 1 自殺総合対策行動計画及び県の取組について

資料 3 - 2 自殺総合対策行動計画及び県の取組について（詳細）

資料 4 - 1 自殺総合対策行動計画の名称変更について

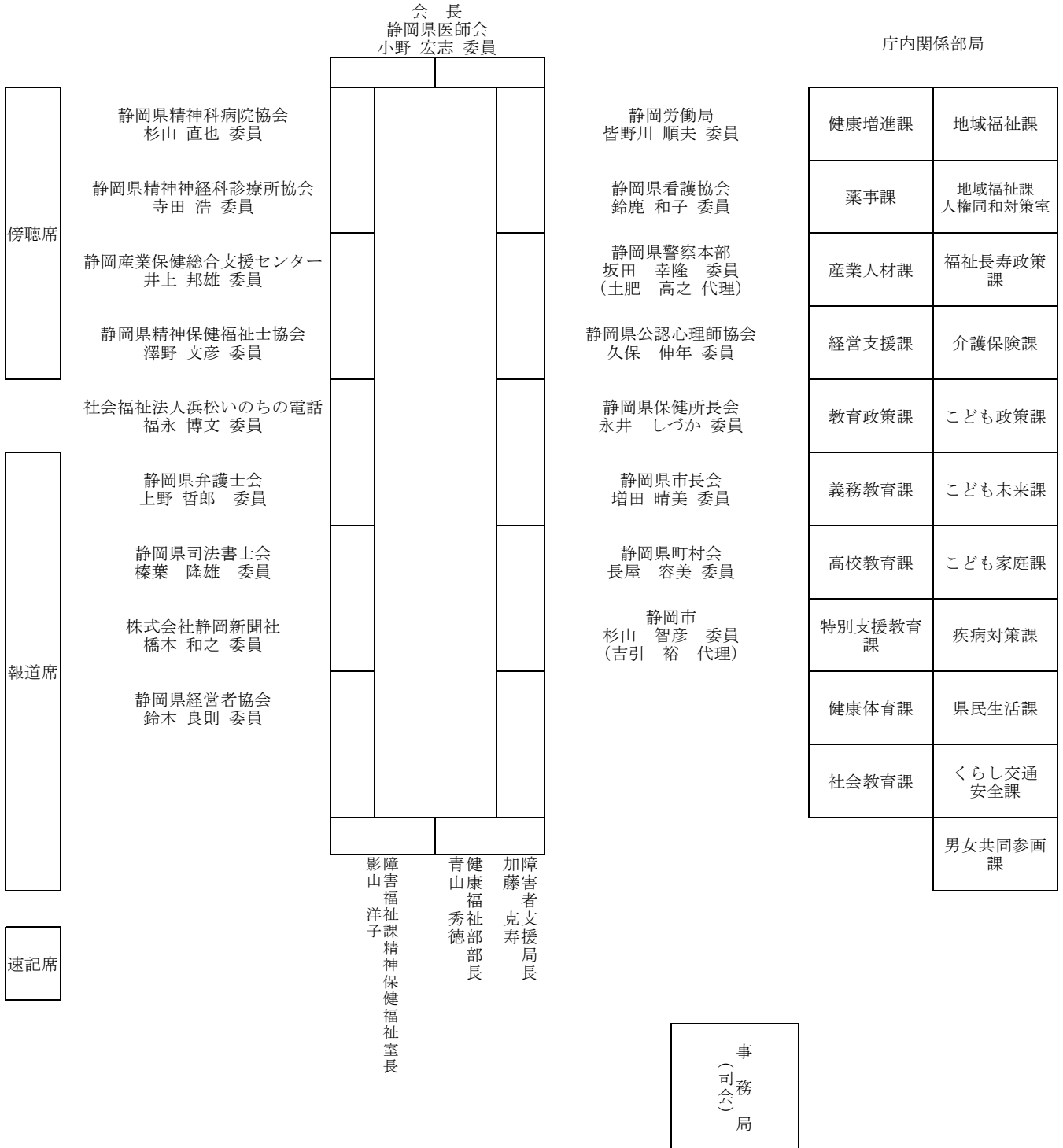
## 参考資料

- ・令和 6 年度自殺対策連絡協議会における主な意見
- ・静岡県自殺対策連絡協議会設置要綱
- ・ストレスチェック普及啓発チラシ

# 令和7年度 静岡県自殺対策連絡協議会 座席表

日時：令和8年1月29日（木） 午後3時～午後4時30分

場所：静岡労政会館5階 第3会議室・展示室



令和7年度静岡県自殺対策連絡協議会 委員出欠名簿

(敬称略)

氏名	役職名	出欠
小野 宏志	一般社団法人静岡県医師会理事【会長】	出席
杉山 直也	静岡県精神科病院協会副会長	出席
寺田 浩	静岡県精神神経科診療所協会理事	出席
井上 邦雄	独立行政法人労働者健康安全機構 静岡産業保健総合支援センター所長	出席
澤野 文彦	一般社団法人静岡県精神保健福祉士協会監事	出席
福永 博文	社会福祉法人浜松いのちの電話理事長	出席
上野 哲郎	静岡県弁護士会雇用と暮らしに関する委員会委員長	出席
榛葉 隆雄	静岡県司法書士会企画部長	出席
橋本 和之	株式会社静岡新聞社編集局 専任局長兼論説委員長	出席
鈴木 良則	一般社団法人静岡県経営者協会専務理事	出席
皆野川 順夫	静岡労働局労働基準部健康安全課長	出席
鈴鹿 和子	公益社団法人静岡県看護協会副会長	出席
坂田 幸隆 (土肥 高之)	静岡県警察本部生活安全部参事官兼生活安全企画課長 (生活安全企画課企画指導係警部補)	代理出席
久保 伸年	一般社団法人静岡県公認心理師協会副会長	出席
永井 しづか	静岡県保健所長会長(中部保健所長)	出席
増田 晴美	静岡州市長会(富士市保健部長)	出席
長屋 容美	静岡県町村会(函南町福祉課長)	出席
杉山 智彦 (吉引 裕)	静岡市保健福祉長寿局保健衛生医療部長 (静岡市保健所精神保健福祉課長)	代理出席
西崎 公康	浜松市健康福祉部健康医療課長	欠席

令和7年度静岡県自殺対策連絡協議会 庁内関係各課出欠名簿

(敬称略)

所属名		職名	氏名
くらし・環境部	県民生活課	班長	柴田 麻由美
	くらし交通安全課	班長	松永 佳織
	男女共同参画課	班長	原 かほる
健康福祉部	地域福祉課	班長	篠原 昭一
	地域福祉課人権同和対策室	室長	粂田 一博
	福祉長寿政策課	班長	内田 知康
	介護保険課	課長代理	栗田 賢知
	こども政策課	班長	楠 眞季子
	こども未来課	班長	鈴木 倫子
	こども家庭課	班長	北川 明宏
	疾病対策課	班長	勝又 健次
	健康増進課	班長	櫻井 郁巳
	薬事課	班長	腰山 武
経済産業部	産業人材課	課長代理	高部 信孝
	経営支援課	班長	小林 拓生
教育委員会	教育政策課	班長	中谷 哲司
	義務教育課	教育主査	若林 拓也
	高校教育課	教育主幹	戸塚 優季
	特別支援教育課	教育主査	加茂 聡
	健康体育課	教育主幹	山口 美知子
	社会教育課	教育主査	西川 知晃

事務局

所属名		職名	氏名
健康福祉部		部長	青山 秀徳
	障害者支援局	局長	加藤 克寿
	障害福祉課	精神保健福祉室長	影山 洋子
		班長	前田 直也
		主任	杉山 健太
		主事	山田 梨乃
		班長	市川 のぞみ
	精神保健福祉センター (地域自殺対策推進センター)	技師	末永 佑弥

## 自殺者の状況について

### 1 自殺者の状況

#### (1) 全国の自殺者（人口動態統計）

- ・ 全国の令和6年の自殺者は19,608人であり、近年で2番目低い水準となった。  
(p. 2 上段)

#### (2) 静岡県の自殺者（人口動態統計）

- ・ 静岡県の令和6年の自殺者は527人であり、近年で最も低い水準となった。  
(p. 2 下段)
- ・ 自殺死亡率（人口10万人あたり）は15.5で、都道府県別の自殺死亡率が高い方から数えて33番目。(p. 3)

#### (3) 静岡県の自殺者（警察庁統計）

- ・ 警察庁統計による静岡県の令和6年の自殺者数は587人。(p. 4 上段)
- ・ 年代別では、例年どおり働き盛り世代（40～50代）の人数が多い  
(R6は全体の38%)。(p. 6 下段)

#### (4) 全国の小中高生の自殺者（警察庁統計）

- ・ 令和6年の全国の小中高生の自殺者数は529人で過去最多となった。(p. 5 上段)
- ・ 静岡県における令和6年の小中高生の自殺者は13人。

#### (参考) 人口動態統計と警察庁統計の違い

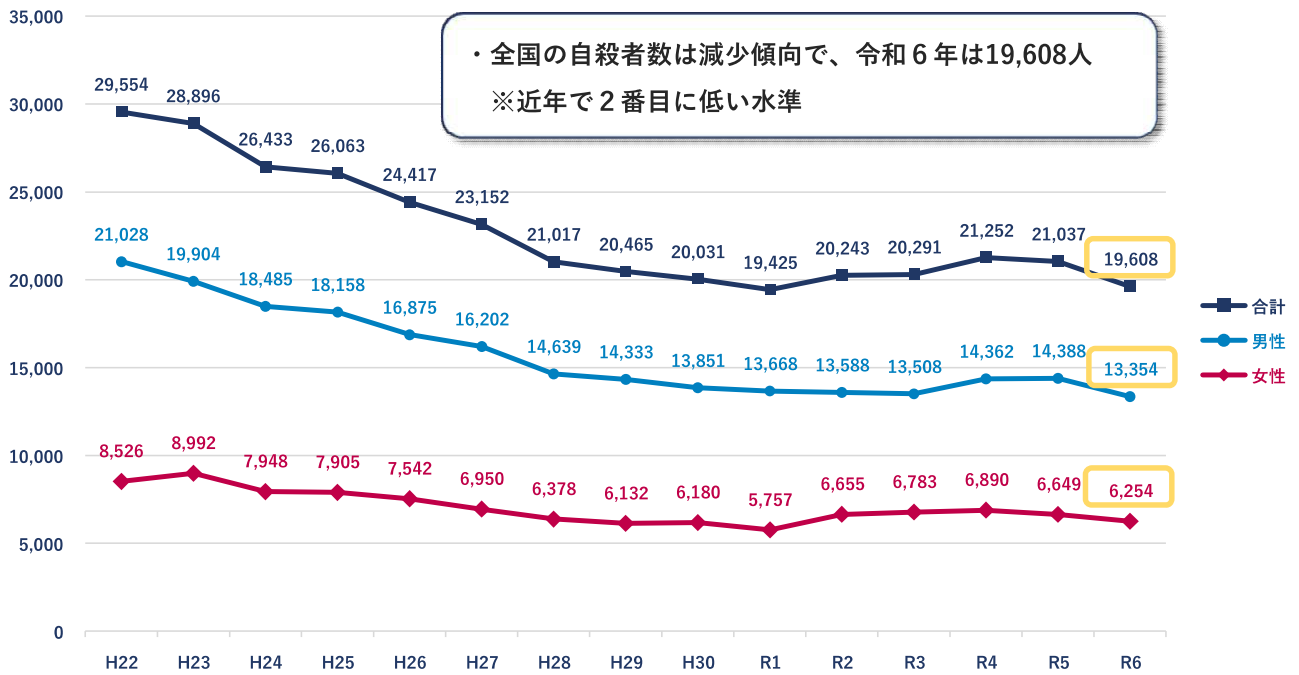
統計種別	対象	計上地点
人口動態統計	日本人	対象者の住所地
警察庁統計	日本人、外国人	対象者の発見地

■ 全国の自殺者の状況（男女別）（人口動態統計）

資料1-2

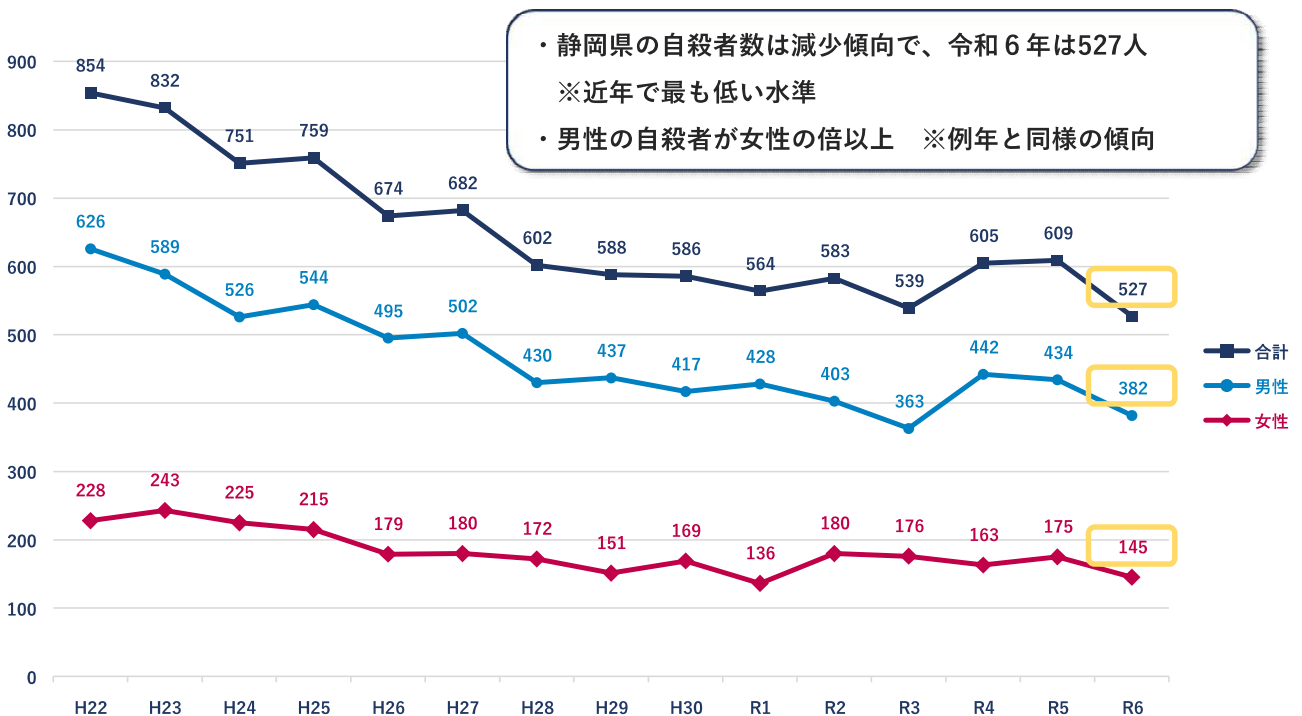
※人口動態統計(厚生労働省) = 居住地別の統計

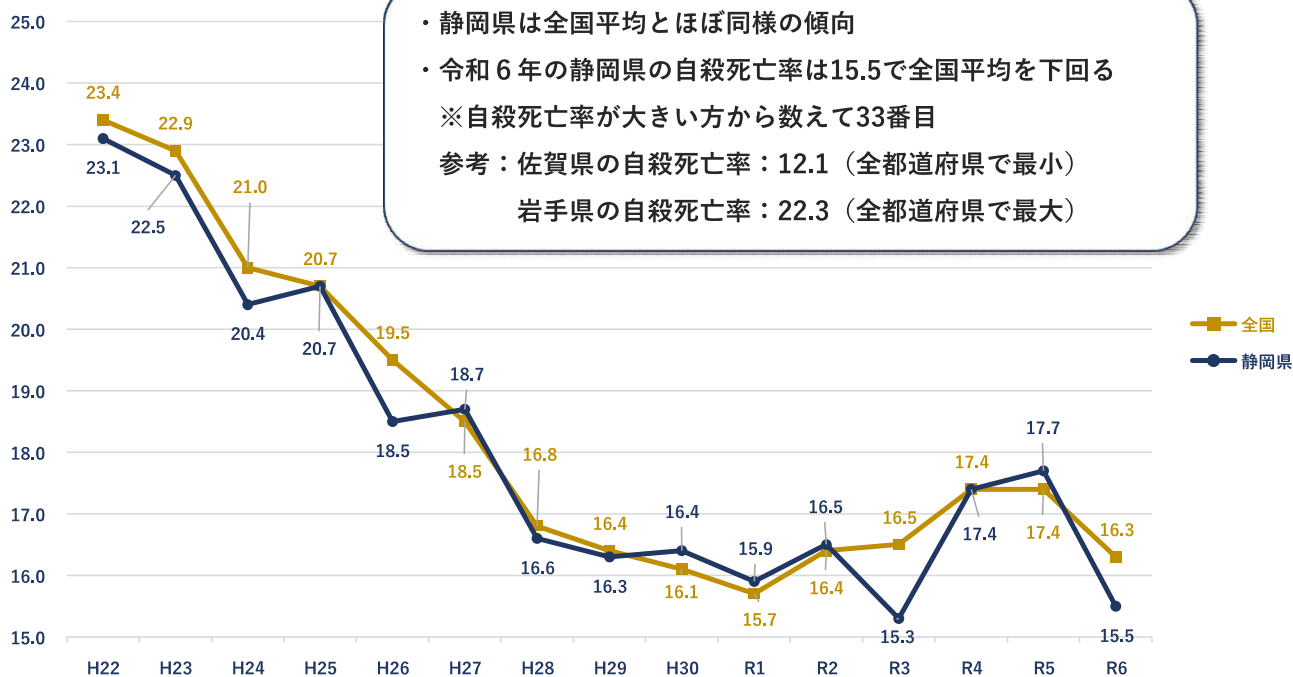
※警察庁の自殺統計 = 発見地別の統計



■ 静岡県の自殺者の状況（男女別）（人口動態統計）

資料1-2

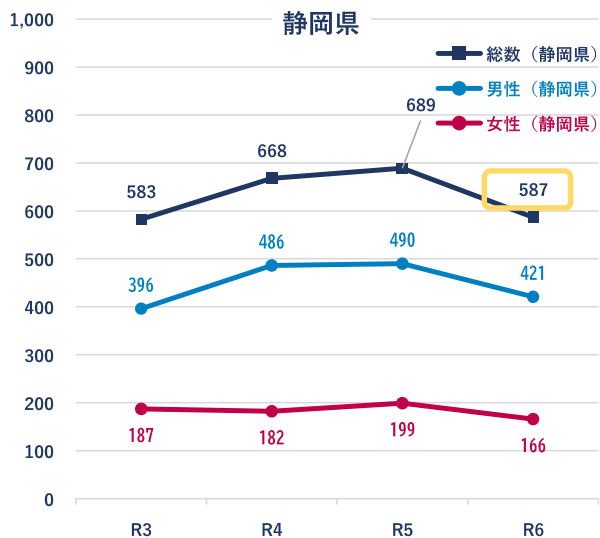




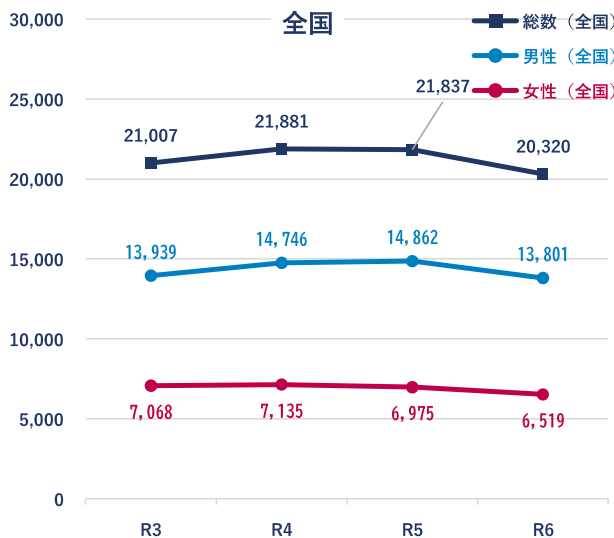
順位	都道府県名	R6	(参考) R5
1	岩手県	22.3	20.2
2	新潟県	20.5	19.2
3	秋田県	20.0	19.4
4	福島県	19.5	20.2
5	高知県	19.4	18.3
	⋮		
33	静岡県	15.5	17.7
	⋮		
43	奈良県	14.2	15.2
44	京都府	14.1	16.3
45	長崎県	13.9	14.8
46	石川県	13.0	18.2
47	佐賀県	12.1	14.8

静岡県・全国の自殺者数（性別）（警察庁統計）

資料1-2



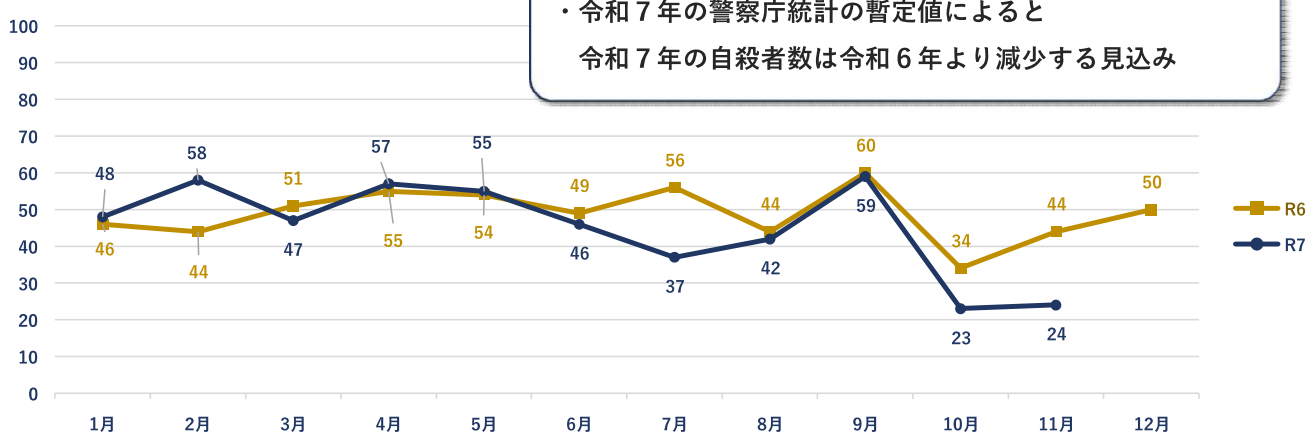
	R3	R4	R5	R6
合計	583	668	689	587
男性	396	486	490	421
女性	187	182	199	166



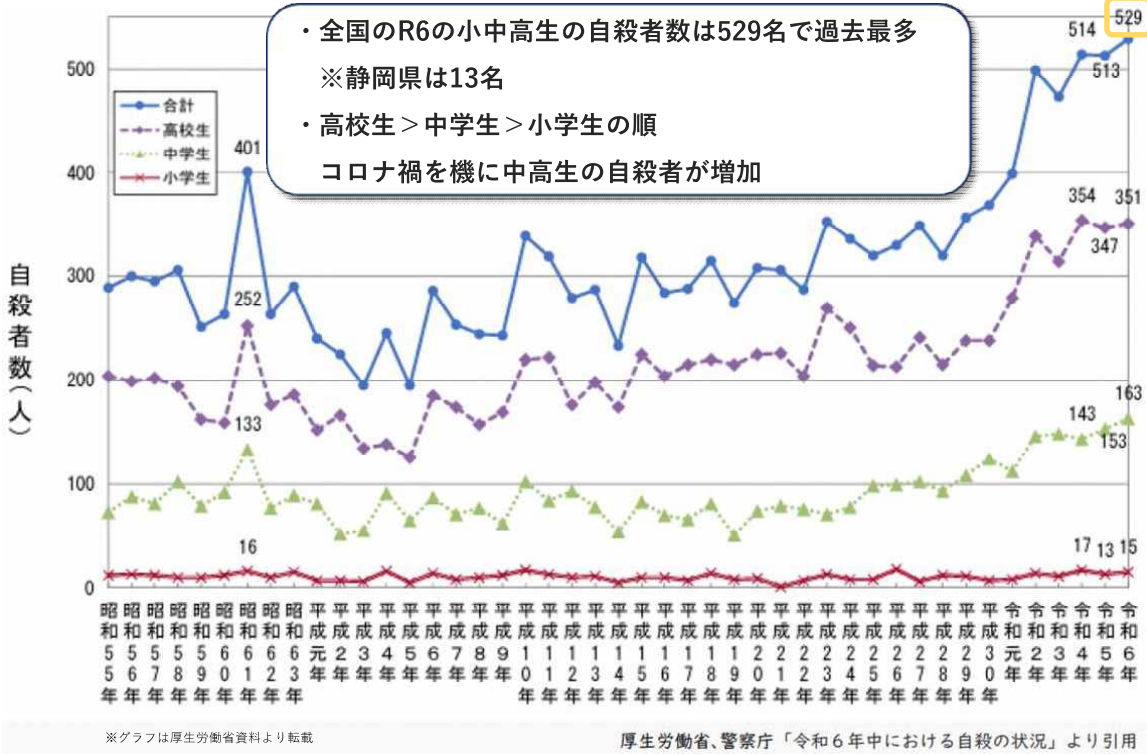
	R3	R4	R5	R6
合計	21,007	21,881	21,837	20,320
男性	13,939	14,746	14,862	13,801
女性	7,068	7,135	6,975	6,519

静岡県の自殺者の状況（男女別）（警察庁統計・令和7年予想値）

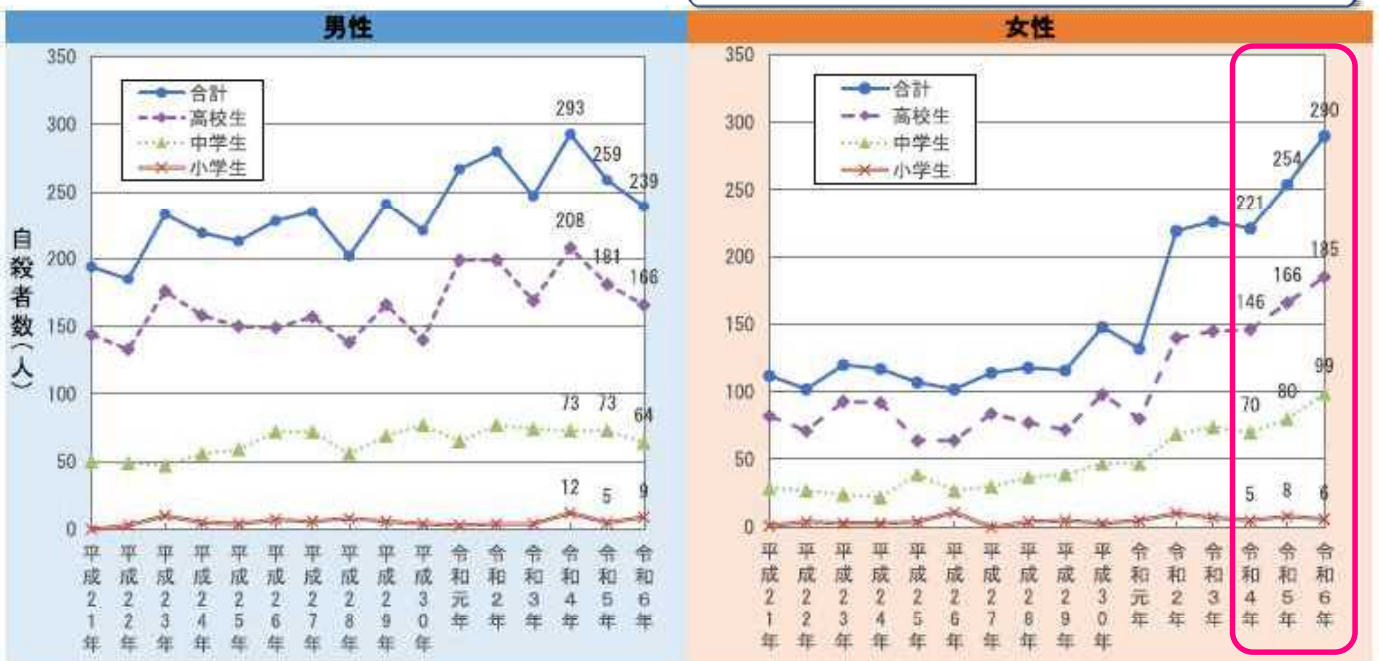
資料1-2



	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
R6	46	44	51	55	54	49	56	44	60	34	44	50	587
R7	48	58	47	57	66	56	37	42	59	23	24	-	496 ※4-11月



・性別では、女性の小中高生の自殺者数が増加傾向



※以下URLより転載  
<https://www.mhlw.go.jp/content/001464717.pdf>

資料：警察庁自殺統計原票データより厚生労働省作成

都道府県 (住居地)	合計	小学生		中学生		高校生	
		男性	女性	男性	女性	男性	女性
		北海道	67	*	*	4	23
青森県	11	*	*	*	*	5	4
岩手県	8	*	*	*	*	*	5
宮城県	32	*	*	6	*	13	11
秋田県	10	*	*	*	*	5	*
山形県	9	*	*	*	*	3	5
福島県	20	*	*	*	6	8	5
茨城県	34	*	*	4	8	5	15
栃木県	30	*	*	*	5	14	9
群馬県	23	*	*	6	*	7	8
埼玉県	107	*	*	*	18	39	32
千葉県	89	*	*	10	13	28	35
東京都	200	3	3	25	37	67	65
神奈川県	96	*	*	10	14	40	30
新潟県	22	*	*	*	*	14	5
富山県	10	*	*	*	3	5	*
石川県	13	*	*	*	3	*	7
福井県	8	*	*	*	*	5	*
山梨県	11	*	*	*	*	3	5
長野県	26	*	*	4	*	12	10
岐阜県	23	*	*	*	4	11	6
静岡県	45	*	*	5	8	12	18
愛知県	105	*	*	18	13	37	34
三重県	23	*	*	3	*	12	5

都道府県 (住居地)	合計	小学生		中学生		高校生	
		男性	女性	男性	女性	男性	女性
		滋賀県	21	*	*	6	5
京都府	25	*	*	5	7	4	9
大阪府	92	*	*	16	12	34	29
兵庫県	81	*	*	14	15	28	22
奈良県	25	*	*	*	3	12	8
和歌山県	7	*	*	*	*	4	*
鳥取県	*	*	*	*	*	*	*
島根県	11	*	*	*	3	4	4
岡山県	20	*	*	*	5	9	4
広島県	36	*	*	6	6	10	13
山口県	10	*	*	*	*	4	4
徳島県	*	*	*	3	*	*	*
香川県	9	*	*	*	*	6	3
愛媛県	12	*	*	*	*	5	4
高知県	8	*	*	*	*	3	3
福岡県	79	*	*	18	12	21	24
佐賀県	7	*	*	*	*	*	*
長崎県	9	*	*	*	3	4	*
熊本県	17	*	*	3	3	7	4
大分県	9	*	*	*	*	6	*
宮崎県	16	*	*	3	*	8	*
鹿児島県	17	*	*	3	*	7	5
沖縄県	17	*	*	*	*	7	6

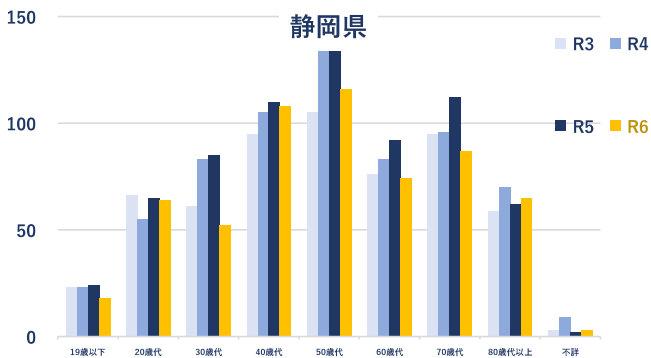
※ 自殺者数は生前の住居地に基づいて集計している。

※ 各欄の数値が2人以下の場合、該当部分の数値を非公表としている。なお、3人以上の欄であっても、数値を表示することで他の非公表の数値が明らかになる場合、非公表とすることがある。

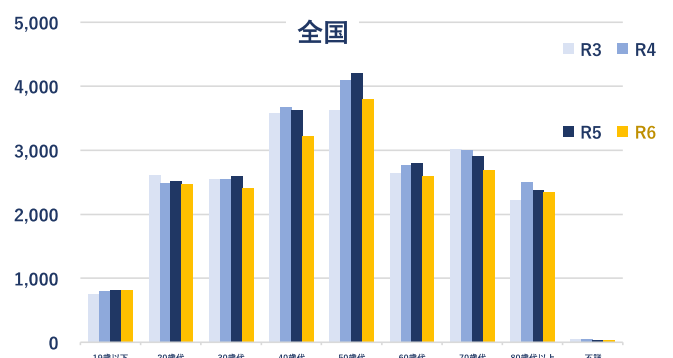
※ グラフは厚生労働省資料より転載

資料：警察庁自殺統計原票データより厚生労働省自殺対策推進室作成

静岡県・全国の自殺者数（年代別）（警察庁統計・R7は暫定値）



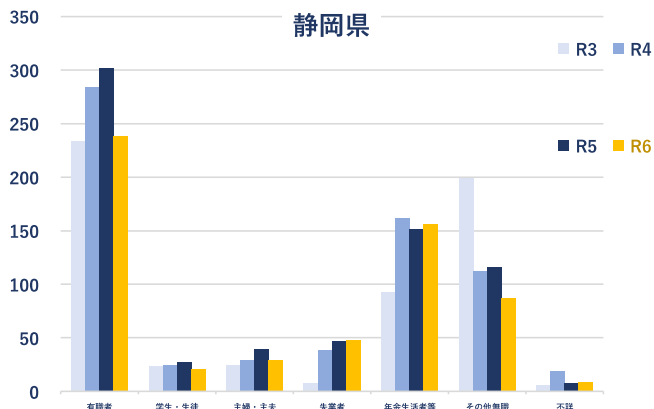
	R3	R4	R5	R6
19歳以下	23	23	24	18
20歳代	66	55	65	64
30歳代	61	83	85	52
40歳代	95	105	110	108
50歳代	105	144	137	116
60歳代	76	83	92	74
70歳代	95	96	112	87
80歳代以上	59	70	62	65
不詳	3	9	2	3
合計	583	668	689	587



	R3	R4	R5	R6
19歳以下	750	798	810	800
20歳代	2,611	2,483	2,521	2,465
30歳代	2,554	2,545	2,587	2,399
40歳代	3,575	3,665	3,625	3,214
50歳代	3,618	4,093	4,194	3,799
60歳代	2,637	2,765	2,798	2,584
70歳代	3,009	2,994	2,901	2,685
80歳代以上	2,214	2,490	2,370	2,346
不詳	39	48	31	28
合計	21,007	21,881	21,837	20,320

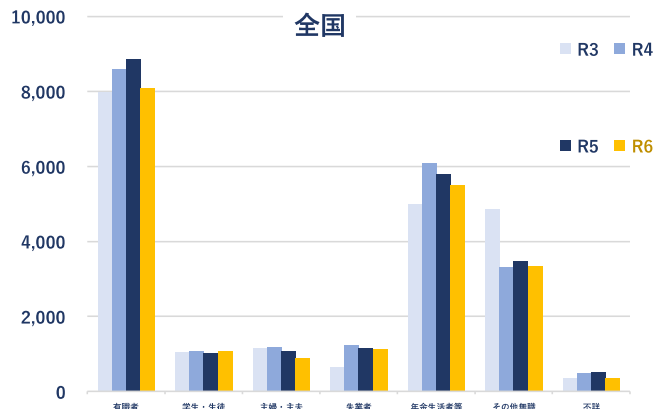
静岡県・全国の自殺者数（職業別）（警察庁統計・R7は暫定値）

資料1-2



	R3	R4	R5	R6
有職者	233	284	302	238
学生・生徒	23	24	27	21
主婦・主夫	24	29	39	29
失業者	7	38	47	48
年金生活者等*	92	162	151	156
その他無職	199	112	116	87
不詳	5	19	7	8
合計	583	668	689	587

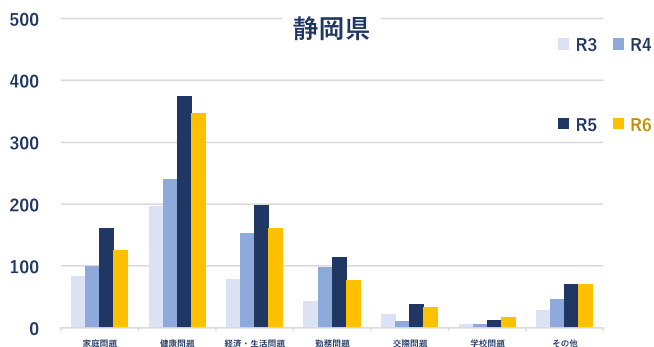
\*年金・雇用保険等受給者



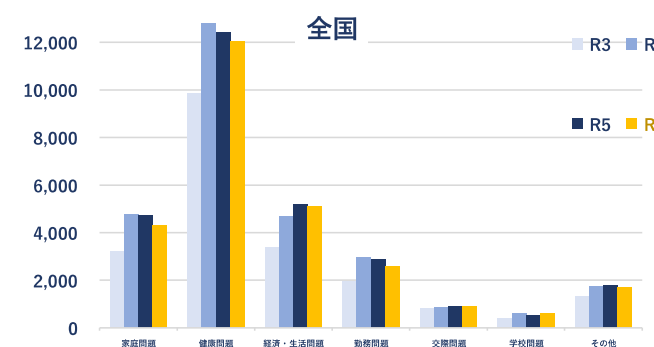
	R3	R4	R5	R6
有職者	7,990	8,576	8,858	8,092
学生・生徒	1,031	1,063	1,019	1,077
主婦・主夫	1,136	1,166	1,058	870
失業者	636	1,220	1,141	1,114
年金生活者等	5,001	6,074	5,797	5,492
その他無職	4,866	3,315	3,470	3,324
不詳	347	467	494	351
合計	21,007	21,881	21,837	20,320

静岡県・全国の自殺者数（原因・動機別）（警察庁統計・R7は暫定値）

資料1-2



	R3	R4	R5	R6
家庭問題	82	99	161	126
健康問題	196	239	374	347
経済・生活問題	78	152	197	161
勤務問題	43	97	114	77
交際問題	21	10	38	33
学校問題	5	5	11	16
その他	27	45	69	69
合計	452	647	964	829



	R3	R4	R5	R6
家庭問題	3,200	4,775	4,708	4,297
健康問題	9,860	12,774	12,403	12,029
経済・生活問題	3,376	4,697	5,181	5,092
勤務問題	1,935	2,968	2,875	2,564
交際問題	797	828	877	868
学校問題	370	579	524	572
その他	1,302	1,734	1,776	1,704
合計	20,840	28,355	28,344	27,126

・原因・動機は1人につき複数計上しているため、自殺者の合計と一致しない。  
 ・R3までは1人につき3つまで、R4からは4つまで計上可能しているため、単純な比較はできない。

## 【全体】

- ・ 県全体の自殺者数全体は減少傾向である。  
現行計画の目標：**450人未満**（令和9年までに）      実績：**527人**（令和6年人口動態統計）

## 【年代別】

- ・ 年代別では、例年どおり、40歳代・50歳代の働き盛り世代の自殺者数が多い。
- ・ 前年との比較では、ほとんどの年代で人数が減少したが、80歳代以上のみ増加した。
- ・ 全国の小中高生の自殺者数が令和6年に過去最多となった。特に、女性の小中高生の自殺者数が増加傾向。

## 【職業別】

- ・ 働き盛り世代の「有職者」の人数は大きく減少した。
- ・ 「失業者」及び「年金・雇用保険等受給者」の人数は増加した。

## 【原因・動機別】

- ・ 原因動機別では、健康問題＞経済・生活問題＞家庭問題の順に多い。
- ・ 前年との比較では、ほとんどの項目で人数が減少したが、「学校問題」が増加した。

## 自殺対策基本法の一部改正について

### 1 改正の概要

#### (1) 概略

こどもの自殺に関する極めて深刻な状況に対応するため、基本理念にこどもに係る自殺対策を社会全体で取り組むことを明記するとともに、地方公共団体にこどもの自殺に係る必要な情報交換や対処等の協議を行う協議会を置くことができる条文を追加するなどの、こどもの係る自殺対策を推進するための体制整備措置等を定めたもの

#### (2) 公布日

令和 7 年 6 月 11 日

#### (3) 施行日

令和 7 年 12 月 1 日（ただし、一部は令和 8 年 4 月 1 日）

#### (4) 内容

別紙のとおり（p. 10）

### 2 法改正に係る主な取組事項

主な改正内容	対応・検討事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>協議会の設置（第 19 条、第 20 条）</u></li> </ul>	<市町> ・ 個別ケースに対応できる体制の整備 <県> ・ 市町の協議会設置に係る体制整備の支援 ・ こどもの自殺危機対応チームの体制強化
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 精神科医等の医療従事者に対する自殺の防止等に関する研修の機会の確保について規定（第 18 条）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 精神保健福祉センターが実施している既存の研修の実施方法の検討</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ こども家庭庁の所管事務として、こどもに係る自殺対策を規定（改正法附則第 3 項）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 担当部署の整理、関係部署間の連携促進</li> </ul>

### 3 こどもの自殺に係る協議会の設置について

令和 7 年 12 月 23 日に開催された国主催の自治体担当者会議において、改正自殺対策基本法で新たに規定された協議会について説明が行われた。

#### (1) 協議会の設置主体

市 町 村： ・ 個別のケース検討会議を開催し、具体的な支援の内容等を協議  
 都道府県： ・ 管内全体のこどもの自殺の状況把握、課題や取組状況等の整理  
 ・ 市町村だけでは対応が困難な事例への対応等の市町村支援を実施

#### (2) 開始時期

- ・ 国は令和 8 年度に、法定協議会の効果的な運営に向けたモデル事業を実施
- ・ 国のモデル事業の動向を注視し、協議会設置に向けて体制整備を行う。

## 改正の趣旨

- 自殺対策基本法が平成18年に施行されて以降、我が国の自殺者の総数は減少傾向にあるが、近年、こどもの自殺者数は増加傾向が続いている。令和6年の児童生徒の自殺者数は、529人で過去最多となった(平成30年以降、約43%増・最も数が少なかった平成5年と比べ約2.7倍)。
- 10代における死亡原因の第1位が「自殺」であるのは、G7で我が国だけである。
- こうした極めて深刻な状況に対処するため、こどもに係る自殺対策を推進するための体制整備・措置について定めるほか、デジタル技術を活用した施策の展開、自殺リスク情報の迅速な把握、自殺を助長する情報・設備等対策、自殺未遂者等・自殺者の親族等への支援の強化について定める。

## 改正の概要

### 1. 基本理念の追加(第2条第6項・第7項)

- 自殺対策は、デジタル社会の進展を踏まえ、情報通信技術、人工知能関連技術等の適切な活用を図りながら展開されるようにするとともに、自殺の防止においては、インターネット等を通じて流通する自殺に関連する情報が及ぼす影響に関する適切な配慮のための取組の促進に特に留意する旨を明記
- こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利利益の擁護が図られ、将来にわたって健康で心豊かな生活を送ることができ、社会の実現を目指す、こどもに係る自殺対策を社会全体で取り組むことを明記

### 2. こどもの自殺の防止等に係る国の責務の改正及び学校の責務の追加

- こどもに係る自殺対策について、内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣は、その自殺の実態等を踏まえて適切かつ効果的に策定され、及び実施されるよう、相互に又は関係行政機関の長との間に、緊密な連携協力を図りつつ、それぞれの所掌に係る施策を推進することを明記(第3条第2項)
- 学校について、基本理念にのっとり、関係者との連携を図りつつ、こどもの自殺の防止等に取り組むよう努めることを明記(第5条)

### 3. 基本的施策の拡充

- 自殺防止等の観点から、学校における心の健康の保持のための健康診断等の措置や、精神保健に関する知識の向上について規定(第17条第3項)
- 精神科医等の医療従事者に対する自殺の防止等に関する研修の機会の確保について規定(第18条)
- 自殺発生回避のための適切な対処に必要な情報が関係機関及び関係団体に迅速かつ適切に提供されるための措置について規定(第19条第2項)
- 自殺の助長につながるような情報、物品、設備等について適切な管理、配慮等に関して注意を促すための措置について規定(第19条第3項)
- 自殺未遂者等への継続的な支援を明記(第20条)、自殺者の親族等への支援について、その生活上の不安の緩和とともに、総合的な支援を規定(第21条)

### 4. 協議会(第4章)

- 地方公共団体は、第19条(自殺発生回避のための体制の整備等)及び第20条(自殺未遂者等の支援)の施策でこどもに係るものを実施するに当たっては、学校、教育委員会、児童相談所、精神保健福祉センター、医療機関、警察署等の関係機関、自殺対策に係る活動を行う民間団体等をもって構成する協議会を置くことができるとし、協議会はこどもの自殺の防止等について情報交換及び必要な対処等の措置の協議を行うこととする旨を規定

### 5. 状況の変化等を踏まえた検討(附則第2条)

- 自殺に関する状況の変化、自殺対策に係る諸施策の実施の状況等を踏まえ、必要な見直し等の措置が講ぜられるものとする旨を規定

### 6. こども家庭庁の所掌事務の追加(改正法附則第3項)

- こども家庭庁の所掌事務として、こどもに係る自殺対策を規定

※令和7年6月11日付け国の通知資料から抜粋

施行日：公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日(ただし、3(第17条第3項部分)、4、6は、令和8年4月1日)

## 自殺総合対策行動計画及び県の取組について

## 1 概要

- ・計画期間：令和5年度から令和9年度までの5年間（本年度は3年目）
- ・取組の性質ごとの4つの大項目に係る進捗状況は、令和6年度末時点で、達成率100%が25指標、75%以上100%未満が11指標、50%以上75%未満が3指標、50%未満が4指標となった。

## 2 進捗状況の内訳

## (1) 自殺リスクを低減させるための環境整備（p.12 下段）

- ・達成は8指標、75%以上の達成を含めると10指標が順調に進捗している。

## (2) 対象者（属性）ごとの対策の推進（p.13～p.14 上段）

- ・達成は8指標にとどまっている。
- ・未達成のうち、3指標が50%未満の状況。取組を加速するとともに、次期計画への反映に検討が必要。

## (3) 様々な困難を抱える方を支える体制整備（p.14 下段）

- ・達成は7指標、75%以上の達成を含めると8指標が順調に進捗している。
- ・未達成のうち、1指標が50%未満の状況。

## (4) 各地域レベルの取組への支援（p.15 上段）

- ・達成は2指標、75%以上の達成を含めると3指標が順調に進捗している。

	達成状況			
	達成	100%	◎	8
(1) 自殺リスクを低減させるための環境整備 【指標数 11】	未達成	～100%未満	○	2
		～75%未満	△	1
		～50%未満	×	0
	達成	100%	◎	8
(2) 対象者（属性）ごとの対策の推進 【指標数 20】	未達成	～100%未満	○	7
		～75%未満	△	2
		～50%未満	×	3
	達成	100%	◎	7
(3) 様々な困難を抱える方を支える体制整備 【指標数 9】	未達成	～100%未満	○	1
		～75%未満	△	0
		～50%未満	×	1
	達成	100%	◎	2
(4) 各地域レベルの取組への支援 【指標数 3】	未達成	～100%未満	○	1
		～75%未満	△	0
		～50%未満	×	0
	達成	100%	◎	2
合計 【指標数 43】	未達成	～100%未満	○	<u>11</u>
		～75%未満	△	<u>3</u>
		～50%未満	×	<u>4</u>
	達成	100%	◎	<u>25</u>

1 自殺リスクを低減させるための環境整備	
(1)	県民一人ひとりの気づきと見守りを促す
(2)	社会全体の自殺リスクを低下させる ↑重点④:孤独・孤立対策施策との連携
(3)	自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する

2 対象者（属性）ごとの対策推進	
(1)	子ども・若者の自殺対策を更に推進する ↑重点①:子ども・若年層・女性支援対策
(2)	「働き盛り世代」の自殺対策を更に推進する ↑重点②:勤務労働問題への対策
(3)	女性の自殺対策を更に推進する ↑重点①:子ども・若年層・女性支援対策
(4)	高齢者の自殺対策を更に推進する
(5)	自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
(6)	遺された人への支援を充実する

3 様々な困難を抱える方を支える体制整備	
(1)	自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る ↑重点③:悩みに対応した相談体制の確保
(2)	適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
(3)	自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する

4 各地域レベルでの取組支援	
(1)	地域レベルの実践的な取組への支援を強化する
(2)	市町・民間団体との連携を強化する

計画期間：令和5年度から令和9年度までの5年間

前期計画との変更点

- 前計画までは国大綱の重点施策順に列挙→取組の性質ごと4つの大項目を設け、再分類
- 対象者（属性）ごとの対策推進において、女性・高齢者の自殺対策の推進を新たに柱立て（コロナ禍等による自殺リスクの深刻化）

（1）自殺リスクを低減させるための環境整備

第5章1-1(1)県民一人ひとりの気づきと見守りを促す

取組指標	現 状 (令和3年度実績)	令和6年度実績	目 標 (令和9年度まで)	達成状況	関係課
自殺予防啓発キャンペーンの実施	0回（中止）	15回	15回（予定）	◎	障害福祉課

第5章1-2) 社会全体の自殺リスクを低下させる

取組指標	現 状 (令和3年度実績)	令和6年度実績	目 標 (令和9年度まで)	達成状況	関係課
包括的相談支援体制の整備を行った市町数	19市町	35市町	全市町	◎	福祉長寿政策課
こころの電話相談件数	3,114件	2,844件	継続実施	◎	精神保健福祉センター
若者こころの悩み相談窓口相談件数	3,015件	3,174件	継続実施	◎	障害福祉課
多重債務相談件数	122件	129件	継続実施	◎	県民生活課
就職相談センター等利用者数	16,647人	12,357人	継続実施	◎	産業人材課
ひきこもり等相談件数	1,848件	2,040件	継続実施	◎	精神保健福祉センター
児童虐待防止のための普及啓発活動への参加者数	99回線 (オンライン)	327人	毎年度400人	○ (82%)	こども家庭課
新たに相談があった生活困窮者に対する支援プラン作成率	16.4%	23.4%（暫定値）	15.0%	◎	地域福祉課
産婦健康診査受診率	89.6%	88.1%	100%	○	こども未来課
出前人權講座の開催件数 (性的マイノリティに関する内容を含む)	57回	68回	100回/年	△ (68%)	地域福祉課 (人権同和)

（２）対象者（属性）ごとの対策の推進

資料3-2

第5章2-1(1) 子ども・若者の自殺対策を更に推進する

取組指標	現 状 (令和3年度実績)	令和6年度実績	目 標 (令和9年度まで)	達成状況	関係課
スクールカウンセラーの配置人数	小中学校139人 (全校支援体制)	小中学校147人 (全校支援体制)	小中学校169人 (全校支援体制)	○ (87%)	義務教育課
	県立高校の拠点校25校に 配置	県立高校の拠点校34校に 配置	高校40人	○ (85%)	高校教育課
	県立特別支援学校 全教場に13人を拠点校配置	県立特別支援学校 全教場に13人を拠点校配置	県立特別支援学校 全教場に14人を拠点校配置	○ (93%)	特別支援教育課
スクールソーシャルワーカーの 配置人数	小中学校46人(全市町)	小中学校52人(全市町)	小中学校60人(全市町)	○ (87%)	義務教育課
	県立高校の拠点校6校に 配置	県立高校の拠点校11校に 配置	高校16人	△ (69%)	高校教育課
教職員等研修会等の開催回数	スクールソーシャル ワーカー対象1回	各市町生徒指導担当 指導主事対象1回/年	各市町生徒指導担当 指導主事対象1回/年	◎	義務教育課
若年層向けこころのセルフケア講座 受講者数	698人(累計)	384人(R5~R6年度) ※R7:239名	1,000人 (計画期間累計)	○ (※R5~R7:623名で600名を超過)	障害福祉課
若年層自殺対策研修会の開催件数	1回	1回 (未遂者研修と同時実施)	1回/年	◎	精神保健福祉 センター
生活困窮世帯等の学習支援事業 参加者数	871人	1,365人	毎年度900人	◎	地域福祉課
ヤングケアラーに配慮した支援を 実施している市町数	—	全市町(35市町)	全市町(35市町)	◎	こども家庭課

（２）対象者（属性）ごとの対策の推進

資料3-2

第5章2-1(2)働き盛り世代の自殺対策を更に推進する

取組指標	現 状 (令和3年度実績)	令和6年度実績	目 標 (令和9年度まで)	達成状況	関係課
経済団体と連携した ゲートキーパー養成研修会の開催	4回	3回	年2回 (オンデマンド配信等活用)	◎	障害福祉課

第5章2-3) 女性の自殺対策を更に推進する

取組指標	現 状 (令和3年度実績)	令和6年度実績	目 標 (令和9年度まで)	達成状況	関係課
ふじのくに女性活躍応援会議の 登録事業所数	236事業所	269事業所	330事業所	○ (82%)	男女共同参画課
アドバイザー派遣による職場環境づくりの 支援企業数	82社	64社	60社/年	◎	労働雇用政策課

第5章2-4) 高齢者の自殺対策を更に推進する

取組指標	現 状 (令和3年度実績)	令和6年度実績	目 標 (令和9年度まで)	達成状況	関係課
通いの場の設置数	4,665箇所	令和7年度末頃公表予定 (令和5年度実績: 4,770箇所)	6,100箇所 (令和7年度目標)	○ (78%)	健康増進課

（２）対象者（属性）ごとの対策の推進

資料3-2

第5章2-(5) 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ

取組指標	現 状 (令和3年度実績)	令和6年度実績	目 標 (令和9年度まで)	達成状況	関係課
自殺未遂者等支援の対応力を高める 県下全域・圏域拠点医療機関数	17箇所	12箇所 (R7.2月時点)	27箇所	× (44%)	障害福祉課
自殺未遂者ケア対策研修会の開催件数	1回	1回	1回/年	◎	精神保健福祉 センター

第5章2-(6) 遺された人への支援を充実する

取組指標	現 状 (令和3年度実績)	令和6年度実績	目 標 (令和9年度まで)	達成状況	関係課
自死遺族相談会開催回数	7回	8回	2回/月	× (33%)	精神保健福祉センター
自死遺族のつどい（わかちあいの会）開催回数	10回	4回	1回/月	× (33%)	精神保健福祉センター
自死遺族支援者研修会開催回数	1回	1回	1回/年	◎	精神保健福祉センター
こころの緊急支援活動研修の開催回数	1回	1回	2回/年	△ (50%)	精神保健福祉センター

（３）様々な困難を抱える方を支える体制整備

資料3-2

第5章3-(1) 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る

取組指標	現 状 (令和3年度実績)	令和6年度実績	目 標 (令和9年度まで)	達成状況	関係課
ゲートキーパー講師養成研修会の開催回数	1回	1回	1回/年	◎	精神保健福祉センター
ゲートキーパー講師フォローアップ研修会の開催回数	1回	1回	1回/年	◎	精神保健福祉センター
ゲートキーパー養成数	60,437（累計）	74,502人	86,000人	○ (87%)	障害福祉課

第5章3-(2) 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする

取組指標	現 状 (令和3年度実績)	令和6年度実績	目 標 (令和9年度まで)	達成状況	関係課
静岡県自殺対策連絡協議会の開催回数	3回(うち2回書面)	1回	1回/年	◎	障害福祉課
薬物乱用防止に関する講習会未開催校	0校	0校	0校	◎	薬事課
依存症者回復プログラム開催回数	30回	30回	36回/年	◎ (83%)	精神保健福祉センター

第5章3-(3) 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する

取組指標	現 状 (令和3年度実績)	令和6年度実績	目 標 (令和9年度まで)	達成状況	関係課
災害派遣精神医療チーム(DPAT)指定機関数	17箇所	17箇所	38箇所	× (45%)	障害福祉課
災害時メンタルヘルスケア研修会の開催回数	1回	1回	1回/年	◎	精神保健福祉センター
サイコロジカル・ファーストエイド研修の開催回数	1回	1回	1回/年	◎	精神保健福祉センター

（４）各地域レベルの取組への支援

資料3-2

第5章4-(1)地域レベルでの実践的な取組への支援

取組指標	現 状 (令和3年度実績)	令和6年度実績	目 標 (令和9年度まで)	達成状況	関係課
市町への自殺統計に関する情報提供	毎月（自殺統計） 2回（人口動態統計等）	2回/月	2回/月	◎	精神保健福祉センター

第5章4-(2)市町・民間団体との連携を強化する

取組指標	現 状 (令和3年度実績)	令和6年度実績	目 標 (令和9年度まで)	達成状況	関係課
自殺対策ネットワーク設置市町数	27市町	29市町	33市町（政令市を除く全市町）	○ (88%)	障害福祉課
いのちの電話24時間体制実施日数	毎月1回	毎月1回	1回/月	◎	障害福祉課

静岡県の実践的な取組（抜粋）

資料3-2

事業	内容	備考
ゲートキーパー養成研修	・ゲートキーパー養成研修	・県と市町でゲートキーパー研修を実施 ・R5・R6に薬剤師向けゲートキーパー研修を実施
若年層向け	・LINE相談	・毎日午後2時から午後10時まで実施 (令和7年4月1日から休日の相談時間を拡充)
	・若者こころの悩み相談窓口	・24時間365日対応の電話相談、通話料無料
	・若者こころのセルフケアワークショップ	・10/5（日）にオンライン開催
	・こどもの自殺危機対応チーム事業	・別紙とおり（p.16～p.17上段）
働き盛り世代向け	・就業者向けストレスチェック普及啓発	・別紙のとおり（p.17下段）
	・産業保健総合支援センターと連携したゲートキーパー研修	・令和6年12月11日（水）に産業保健総合支援センターと連携して企業の人事労務担当者等を対象にゲートキーパー研修を実施
	・ゲートキーパー研修出前講座	・令和7年11月11日に県精神保健福祉センター職員が消防学校に向いてゲートキーパー研修を実施
	・企業向け自殺対策人材養成事業（ゲートキーパー養成研修）	・企業の人事労務担当者等を対象にオンライン形式で年2回ゲートキーパー研修を実施
その他	・広告事業	・9月の自殺予防週間と3月の自殺対策強化月間を中心にWeb広告やデジタルサイネージを活用した広告事業を実施

■概要

- こどもの自殺が極めて深刻な状況に鑑み、  
令和5年6月に国から発表された「こどもの自殺対策緊急強化」プランを踏まえ、  
令和6年度から教育委員会とワーキングを重ね、  
多職種の専門家で構成する「こどもの自殺危機対応チーム」を令和7年度に設置
- 事務局及びコーディネーターを（一社）静岡県精神保健福祉士協会に委託
- 専門家メンバー：精神科医、公認心理師、精神保健福祉士（令和8年1月時点）

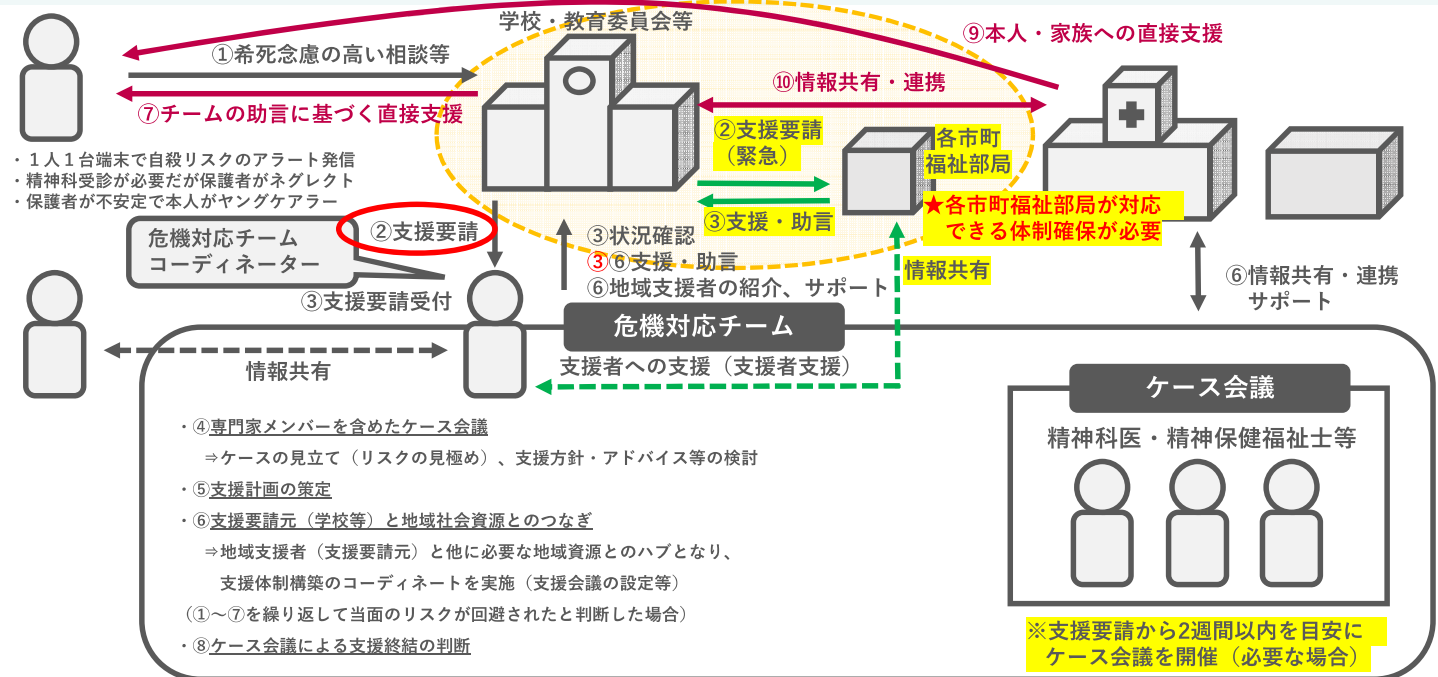
■短期目標

- 地域におけるこどもの自殺危機への迅速かつ適切な対応支援
- 自殺リスクがあるこどもに対応する教員等の負担軽減

■中長期目標

- 地域における自殺対策力の向上（学校等の地域の支援者間での連携体制の構築・強化）

■ 若年層向け — こどもの自殺危機対応チームの全体図



※「②支援要請」での支援対象の具体例

→以下の未成年者のうち、地域の関係機関で連携支援を行っているが対応困難なケースで、本チームによる支援を必要とする者

①自殺未遂歴がある ②自傷行為の経験がある ③自殺をほのめかす言動があり、自殺の可能性が否定できない ④家族を自殺で亡くしている など

時期	内容
～令和7年10月	・県立校長協会理事会等、教育委員会各所への説明
令和7年10月	・ネットワーク会議（キックオフミーティング）の開催（10/27） 参加者：専門家メンバー（精神科医、精神保健福祉士、心理士）、コーディネーター、 県教育委員会、障害者支援局 目的：チーム関係者の顔合わせ、事業の進め方の確認等
令和7年11月	・模擬訓練（机上訓練）の開催（2回） ・県立学校へアンケートを実施 目的：各学校の現状把握と先行事業への参加意向の確認
令和7年12月～ 令和8年1月	・参加意向のあった学校へのヒアリングを実施
令和8年2月～	・ヒアリング結果を元に、先行事業を実施 ・先行事業の結果を整理・検証した上で全県展開

■ 概要

- ・ストレスチェックツール（厚生労働省作成）にかかるチラシを作成し、普及啓発を実施
- ・県商工会経営指導員による中小企業巡回指導時の働きかけを実施
- ・周知先：医師会、精神科病院協会、商工会、商工会議所、経営者協会、中小企業団体中央会 など

■ 改正労働安全衛生法について

- ・現行の制度では50人以上の事業場に対してストレスチェックの実施が義務付けられているが、50人未満の事業場に関しては努力義務とされている。  
令和7年5月14日に改正労働安全衛生法が公布され、  
労働者数50人未満の事業所についても公布後3年以内にストレスチェックが義務化されることとなった。

## 自殺総合対策行動計画の名称変更について

---

### 1 要旨

令和5年度から令和9年度までの5年間を計画とする現行の自殺総合対策行動計画について、以下のとおり名称を変更する。

変更前：第3次いのち支える“ふじのくに”自殺総合対策行動計画

変更後：第3次静岡県自殺総合対策行動計画

変更日：令和8年4月1日付け

### 2 変更の理由

「ふじのくに」を含め、県民にとってわかりにくい一部のワードについて、全庁的に見直しを進めている。

については、自殺総合対策行動計画についても、名称変更を行う。

### 3 備考

名称変更のみを行い、計画の内容は変更しない。

## 令和6年度自殺対策連絡協議会における主な意見

日時：令和7年9月4日（水）

午後3時30分から午後5時まで

場所：静岡労政会館5階第3会議室

### 1 現行計画について

- ・第3次行動計画について、計画自体は細かく整備されており、方向性は概ね適切である。一方で、現状（令和5年）の自殺者数の増加との乖離があるため、施策の届け方を工夫していくとともに、地域レベルでどのように計画を実践・浸透させるかという方法論の工夫が求められる。
- ・自殺対策は、行政だけでなく、各領域の組織の中で「一人一人が県民として社会全体で予防的に意識づけされるように。」という取組が必要。
- ・施策項目が多岐にわたるため、優先順位を毎年度で絞り、対象別に「今年はこれを徹底する」といった具体的な重点を示すことが効果的。

### 2 若者の自殺対策について

- ・子どもの自殺は大人の責任であり、若年者がSOSを出せないほど追い詰められる前に周囲がサインを察知できるよう「大人側の感度向上」が不可欠。
- ・学校現場では心理職による心理教育やSOSの出し方教育のニーズがあり、学校ニーズに応じた柔軟な支援と心理職の育成が重要。
- ・妊産婦など特定集団の自殺リスクが顕在化しており、切迫した場合は精神科医療機関へ迅速につなぐ体制、軽症段階でも早期に専門へつなげる仕組みが求められる。
- ・国がモデル事業として推進する「自殺危機対応チーム」については、導入前に具体的事案での対応状況を検証し、チームの価値や効果を明確にしたうえで設置を判断することが求められる。
- ・LINE相談などは若年層へのリーチに有効であり継続すべき。これらの手法は中高年層にも応用可能であるため、対象拡大の検討ができると良い。
- ・市販薬の乱用（オーバードーズ）対策として、ゲートキーパー研修や各種問題に対応できる専門職の育成等が重要。

### 3 就業者向けの自殺対策について

- ・働き盛りの自殺増加は深刻で、職場文化として相談しにくい状況があるため、企業内の相談ルート整備や労務担当者への支援・教育が必要。
- ・企業には具体的で分かりやすいアクションを提示することが効果的（例：「今年はこれを徹底する」といった重点項目を明示）。
- ・産業保健総合支援センター等と連携し、メンタルヘルス研修やゲートキーパー研修を継続実施すること、職場からの相談に対応する両立支援要員を活用して個別支援を強化すること等が有効。
- ・ハラスメント対策やガバナンス強化、経済的要因への配慮（賃金・雇用安定等）を含めた包括的支援を企業側へ分かりやすく示す必要がある。就職氷河期世代など背景要因にも配慮した支援策が求められる。

### 4 その他

- ・孤独・孤立対策推進法に基づく地域の重層的支援体制の整備は自殺対策と直接的に結びつく重要施策である。
- ・自殺要因は複合的であるため、年齢・職業・生活背景ごとの詳細な分析を進め、施策の成果と限界を明確にする評価体制を整備することが重要。
- ・警察や学校、企業、市町村といった現場の代表が定期的に意見交換できる場を設け、具体的な困りごとや好事例を共有して現場実装を促進することが望ましい。

## 静岡県自殺対策連絡協議会設置要綱

(目的)

**第1条** 自殺対策基本法(平成18年10月28日施行)及び自殺総合対策大綱(平成19年6月8日発表)を受け静岡県においても自殺予防対策を総合的に推進していくために、医療、労働、学識経験者等の意見を幅広く取り入れ、各種意見を調整すること及び静岡県の自殺予防対策方針策定を目的として、静岡県自殺対策連絡協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

**第2条** 協議会は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 自殺予防対策に係る総合的な施策の検討、調整、意見具申に関すること。
- (2) 自殺者の遺族のケアに関する施策の検討及び推進に関すること。
- (3) 地域における自殺予防対策の推進等に関すること。
- (4) その他自殺予防対策について必要な事項に関すること。

(組織及び役員)

**第3条** 協議会は、別表に掲げる団体から推薦された者をもって組織する。

- 2 協議会に会長をおき、会長は、委員の互選によって定める。
- 3 協議会の副会長は、会長が指名する。
- 4 協議会の議長は、会長が行う。
- 5 議題の内容によっては委員を追加することができる。
- 6 県の関連行政機関は必要に応じて協議会に出席する。
- 7 協議会には、部会を置くことができる。

(任期)

**第4条** 委員の任期は3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

**第5条** 協議会の庶務は、健康福祉部障害者支援局障害福祉課が行う。

(その他)

**第6条** この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

**附 則**

この要綱は、平成19年9月1日から施行する。

**附 則**

この改正は、平成20年5月30日から施行する。

**附 則**

この改正は、平成20年6月11日から施行する。

**附 則**

この改正は、平成 21 年 1 月 6 日から施行する。

**附 則**

この改正は、平成 21 年 6 月 15 日から施行する。

**附 則**

この改正は、平成 22 年 2 月 2 日から施行する。

**附 則**

この改正は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この改正は、平成 22 年 6 月 29 日から施行する。

**附 則**

この改正は、平成 22 年 9 月 1 日から施行する。

**附 則**

この改正は、平成 23 年 1 月 6 日から施行する。

**附 則**

この改正は、平成 24 年 1 月 30 日から施行する。

**附 則**

この改正は、平成 24 年 7 月 2 日から施行する。

**附 則**

この改正は、平成 24 年 11 月 20 日から施行する。

**附 則**

この改正は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

**附 則**

この改正は、平成 26 年 5 月 30 日から施行する。

**附 則**

この改正は、平成 26 年 10 月 21 日から施行する。

**附 則**

この改正は、平成 27 年 4 月 10 日から施行する。

**附 則**

この改正は、平成 27 年 7 月 23 日から施行する。

**附 則**

この改正は、平成 28 年 6 月 20 日から施行する。

**附 則**

この改正は、平成 28 年 10 月 18 日から施行する。

**附 則**

この改正は、平成 29 年 9 月 11 日から施行する。

**附 則**

この改正は、平成 29 年 9 月 11 日から施行する。

**附 則**

この改正は、平成 30 年 12 月 10 日から施行する。

**附 則**

この改正は、令和 2 年 1 月 23 日から施行する。

**附 則**

この改正は、令和 3 年 3 月 15 日から施行する。

**附 則**

この改正は、令和 3 年 6 月 7 日から施行する。

**附 則**

この改正は、令和 3 年 11 月 1 日から施行する。

**附 則**

この改正は、令和 4 年 10 月 28 日から施行する。

**附 則**

この改正は、令和 7 年 9 月 1 日から施行する。

**附 則**

この改正は、令和 8 年 1 月 6 日から施行する。

(別表)

静岡県自殺対策連絡協議会

1 委員

団体名	備考
一般社団法人静岡県医師会	
静岡県精神科病院協会	
静岡県精神神経科診療所協会	
静岡産業保健総合支援センター	
一般社団法人静岡県精神保健福祉士協会	
社会福祉法人浜松いのちの電話	
静岡県弁護士会	
静岡県司法書士会	
株式会社静岡新聞社	
一般社団法人静岡県経営者協会	
静岡労働局労働基準部	
公益社団法人静岡県看護協会	
静岡県警察本部生活安全部	
一般社団法人静岡県公認心理師協会	
静岡県保健所長会	
静岡県市長会	
静岡県町村会	
静岡市保健福祉長寿局保健衛生医療部	
浜松市健康福祉部	

## 2 行政

静岡県	くらし・環境部	県民生活課 くらし交通安全課 男女共同参画課
	健康福祉部	地域福祉課 福祉長寿政策課 介護保険課 こども政策課 こども未来課 こども家庭課 疾病対策課 障害福祉課 健康増進課 薬事課 精神保健福祉センター
	経済産業部	産業人材課 経営支援課
	教育委員会	教育政策課 義務教育課 高校教育課 特別支援教育課 健康体育課 社会教育課
静岡市		
浜松市		